

日本スポーツ雪合戦選手会約款会則

2019年4月1日改訂

第1章 総則

【名称】 第1条

本会は、日本スポーツ雪合戦選手会という。

(英語表記は Japan Yukigassen Athlete Association とする)

【目的】 第2条

日本スポーツ雪合戦選手会は雪合戦選手の立場から雪合戦の環境向上や選手の地位向上を目的とする。

【取り組み】 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1)雪合戦の健全な発展と次世代に繋がる環境作り
- (2)雪合戦を通しての社会貢献
- (3)雪合戦選手の地位向上
- (4)その他第2条の目的達成に必要な事

【事務局】第4条

本会は主たる設立時の事務局として
札幌市中央区南2条東1丁目1-12-606 に仮置く。

第2章 会 員

【正会員並びに代表者の資格】第5条

1. 本会の正会員は、雪合戦大会に参加しているチームの代表をもって構成する。
また、代表のほかにチームメンバー1名を追加することができるが、代表権は1とする。※201906追記
2. 正会員は協議事項に対応できるチームの代表者であること。
3. 代表者はチームメンバーへ本会の情報を共有すること。
4. 正会員は本会の会則の目的、取り決めに理解し決議に従うことを基本とする。
5. 入会は会則の承諾と申し込み申請を提出し、同会の所属地区代表の承認をもって会員とする。
6. 正会員は在籍する地の地区選手会に所属する。

【会員期限と経費等の負担】 第6条

※年会費、入会金は当面不要とし、毎年、年度終了月内に会員による協議とする。

正会員の期限は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
申し出がない場合は継続する。

【会員資格の喪失】 第7条

会員は次の理由によりその資格を失う。

- (1) 第5条に掲げる資格要件の喪失
- (2) 解散
- (3) 退会の届出
- (4) 除名
 - 1.本会の名誉を傷つけた時
 - 2.本会の設立の趣旨に反する行為を行った時
 - 3.その他本会に対する義務を怠った時

【拠出金品の不返還】 第8条

※会費等の徴収を履行した場合とする。

会員が第7条の規定によりその資格を喪失した時は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

本会は会員がその資格を喪失しても既納入の会費及びその他の拠出金があった場合はこれを返還しない。

【加入及び脱退】 第9条

本会の会員になろうとする時は加入申込書を、脱退しようとする時は脱退の申し出をすることにより、本会に加入または脱退する。

第3章 役員会

第10条

本会に次の役員を置く。役員は正会員から選ばれ、現職役員（設立時は発起人）の三分の二以上の推薦で決まる。

代表1名、副代表 5名、とする。

※発起人を設立時の役員とし運営して行く。

本会は収支を見込まずに運営する方法を実施する。

【役員の仕事】

第11条

1. 代表は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副代表は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
また、副代表は管轄する地区代表を兼ねる。
(地区とは北海道、東北、関東、中部、西日本の五つの地区)

【役員の任期】 第12条

1. 役員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。
但し、役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、就任し、または任期が満了した場合においても、
後任者が就任するではその職務を行わなければならない。

【役員の解任】 第13条

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、
役員会において二分の一以上の同意を得て解任することができる。

第4章 会 議

【役員会】 第14条

役員会は、会長が必要と認めたとき、会長がこれを召集(連絡)をする。
次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 取り組みおよび収支予算 但し、発生案件があった場合
- (3) 取り組みおよび収支決算 但し、発生案件があった場合
- (4) その他必要な事項

第5章 経費及び会計

【経費】 第15条

本会は収入を見込まずに運営する方法を実施する。

第16条

本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則 この規約は、2017年8月1日から適用する。
初年度終了時、または終了時までには協議調整事項を検討するものとする。

第6章 その他

【採決方法】 第17条

役員、並びに会員からの提案、意見の審議と採決方法について

(1)【選択案の確認】と意見交換 選択案の追加提案が出来る ※保留可

(2)【1回目の投票】 ※定数は三分の二

(3)定数に達しない場合、【2回目、上位2つで選択投票】
但し、十分な意見交換を行って再投票とする。

(4)2回目でも定数に達しない場合、【3回目の投票】

① 3回目の投票は※過半数とする

② 2回目でやめ投票結論をださずに先送りにする。

※3回目投票の前に、検討事項の内容により期限等を考慮し、最終意見を
を確認し、投票(3回目)自体の実施を問う投票を行うか、代表判断とする。

(5)その他、承認済、決定事項であっても地域事情を考慮する。

日本スポーツ雪合戦選手会代表 上野克浩 (岩手県連盟/銭形平次)

副代表北海道地区 田村 和宣 (北海道道央/でいくさんズ神出)

地区発起人 市川 裕幸 (北海道連盟稚内/growth)
磯田 宗国 (北海道連盟道央/あすとろうず。)
安藤 真司 (北海道連盟胆振/AS・SC)

副代表東北地区 杉村 昭宏 (宮城県連盟/SSビアーズ)

地区発起人 高橋 能史 (岩手県連盟/東部レイダース)

副代表関東地区 倉内 唯気 (埼玉/はだし部)

地区発起人 遠藤 元気 (東京/風前のトキヲ)
赤羽 大 (群馬県連盟/北軽ピーチ)
西家 靖 (静岡裾野/ビヨンドII)

副代表中部地区 波岡 明弘 (岐阜/Bigwave)

地区発起人 松本 将和 (富山県連盟/OZ)
伊藤 佑治 (岐阜/岐阜KCY)

副代表西日本地区 辻 隆宏 (広島連盟福山/瀬戸内雪球団)

地区発起人 丸子 拓範 (大阪/NANIWAさっと)
石田 匠 (鳥取県連盟/チームイシダ)
今田 実延 (島根県連盟/零)
長谷川 眞 (広島県連盟/雪村時代)
谷口 誠二 (四国連盟/イヤンキース)
志佐 哲郎 (福岡/Chikappa)

【現会員リスト】 2019年6月1日現在

選手会代表 上野 克浩（岩手／銭形平次）

【北海道地区】

地区代表／

田村 和宣（道央／でいくさんズ神出）◎

市川 裕幸（道北／growth）◎

安藤 真司（胆振／AS・SC）◎

磯田 宗国（道央／あすとろうず。）◎

前田 哲也（道央／炎のムチ打ち同好会）

清水 弘樹（道央／とりあえず生。）

佐々木 稔（道央／DACS）

柳町 宣孝（道央／D-Force）

上野 伸一（道央／MoMo）

吉田 和也（渡島松山／せたなレスキュー）

差波 優奈（渡島松山／Snow fairy）

佐藤 弘規（道央／SKYWARD）

稲川 聖士（道央／KSK）

井上 光彦（道北／TeamDog）

堀 靖史（道央／JsckBond\$）

沼口 英樹（渡島松山／せたな町役場SFC）

新谷 尚史（道央／SATT）

【東北地区】

地区代表／ 杉村 昭宏（宮城／SSビアーズ）◎

高橋 能史（岩手／東部レイダース）◎

菅原 拓哉（岩手／南部レイダース）

三浦 和貴（岩手／僕らの雪合戦）

菰岡 一成（岩手／outsiders）

小原 一志（岩手／めしべ）

星 学（福島／住田光学ガラスSNOW隊）

佐久間定樹（岩手／ウル虎セブン）

菊池 陵太（岩手／ベッチョリベッチョリ）

◎印は発起人役員

【関東地区】

地区代表／倉内 唯気（埼玉／はだし部）◎

遠藤 元気（東京／風前の灯・トキヲ）◎

赤羽 大（群馬／北軽ビーチ）◎

西家 靖（静岡／ビヨンドⅡ）◎

相米 友紀（長野／LedyBABA）

【中部地区】

地区代表 波岡 明弘（岐阜／Bigwave）◎

松本 将和（富山／OZ）◎

伊藤 佑治（岐阜／岐阜KCY）◎

【西日本地区】

地区代表／

辻 隆宏（広島福山／瀬戸内雪球団）◎

丸子 拓範（大阪／NANIWAさっと）◎

石田 匠（鳥取／チームイシダ）◎

今田 実延（島根／霧）◎

佐々木 肇（島根／デンジャラス）

澄川 陽子（島根／デンジャラスガール）

目崎 章悟（広島福山／猫の手クラブ）

長谷川 眞（広島／雪村時代）◎

湊川 裕司（四国／高松クラッシャーラン）

谷口 誠二（四国／イヤンキース）◎

加納 正浩（鳥取／S J松江）

坂田 英成（京都／纏俱樂部）

志佐 哲郎（福岡／Chikappa）◎

加納 正浩（島根／S J松江）

森 良太（広島／O i! Snipers）

藤田 晃弘（四国／フルカウンター）

加藤健太郎（長崎／ちゃらんぽらんズ）